

一般財団法人 臨床工学国際推進財団定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人臨床工学国際推進財団と称し、英文では、Clinical Engineering Global Promotion Foundationと表示する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉市緑区に置く。

2 この法人は、理事会の決議をもって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 この法人は、日本の機械工学と生命科学のヒューマン・インターフェースとしての臨床工学技術の国際普及活動に関する事業を行い、諸外国の保健・医療の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 海外へ日本の臨床工学技士制度の普及及び啓発事業
- (2) 海外における臨床工学領域の調査研究事業
- (3) 開発途上国及び新興国への臨床工学領域の技術移転事業
- (4) 海外から臨床工学技術の研修生の受入事業
- (5) 臨床工学領域の国際学会等における学術交流事業
- (6) 海外から日本の臨床工学関連学会等への招聘事業
- (7) その他、協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

第5条 この法人は、その公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) 海外交流事業関係者の福利厚生事業
- (2) その他前号に定める事業に関連する事業

(機関の設置)

第6条 この法人は、評議員、評議員会、理事、理事会、監事を置く。

(公告)

第7条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(規律)

第8条 この法人は、評議員会が別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる公益目的の達成と社会的信用の維持向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の拠出)

第9条 設立者（川崎忠行、瀬上清貴、高倉照彦及び檜村友隆）は、それぞれ末尾に掲げる財産目録に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(財産の種類と基本財産)

第10条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。財産目録第1の1の財産の内、300万円は、この法人の事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、やむを得ない事情で基本財産の一部を処分又は担保に供しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の承認を得なければならない。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第4条の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(財産の管理・運用)

第11条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第12条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、臨時の評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第13条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会において承認を得なければならない。

(1) 事業報告

- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書
- (4) 財産目録
- (5) キャッシュフロー計算書

2 この法人は、第1項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

3 第1項の規定により報告され、又は前項の規定により承認を受けた書類中第1項第1号から第3号までの書類のほか、次の各書類を、主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、評議員及び債権者の閲覧等にするものとする。

(1) 監査報告

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第14条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、総評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第15条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める

(事業年度)

第16条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(評議員)

第17条 この法人に、評議員5名以上10名以内を置く。

2 評議員のうち、1名を評議員会会長とする。

3 評議員会会長は、評議員会において選任する。

4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(選任及び解任)

第18条 評議員の選任及び解任は、評議員会会長を委員長とする評議員選定委員会において行う。

2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名及び外部委員2名をもって構成する。

3 評議員選定委員会の外部委員は、理事会において選任する。ただし、次の各号に該当する者を外部委員に選任することはできない。

(1) この法人又は関連団体の業務を執行する者又は使用人（過去に業務執行者又は使用人であった者を含む。）

(2) 前号に該当する者の配偶者、3親等内の親族又は使用人。

4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、理事会が選任する。

5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の資料を提出するとともに、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

(1) 当該候補者の経歴

(2) 当該候補者を適任とした理由

(3) 当該候補者との法人の役員等（理事、監事及び評議員）との関係

(4) 当該候補者の兼職状況

6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

7 評議員選定委員会は、前条に定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。

8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次の事項も併せて決定しなければならない。

(1) 当該候補者が補欠の評議員である旨

(2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名

9 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ その評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体において職員である者(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人又は認可法人

(任期)

第19条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第17条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第20条 評議員は無償とする。ただし、評議員会への出席等評議員としての職務を行った時は、日当を支給することができる。

2 評議員には、その職務を行うために要した費用弁償を適切な範囲で行うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評

議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

第2節 評議員会

(構成)

第21条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第22条 評議員は、評議員会を構成し、次の各号に定める事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定
- (3) 役員の報酬及び費用の額
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (6) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 基本財産の処分又は除外の承認
- (11) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

2 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第25条第1項の書面に記

載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第23条 定時評議員会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時評議員会は、必要がある場合は、いつでも開催することができる。

(招集権者)

第24条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。

3 評議員は、理事に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第25条 理事長は、評議員会の開催日の7日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第26条 評議員会の議長は、評議員会会長がこれに当たり、評議員会の議事を整理する。

(決議)

第27条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定めた事項

4 理事又は監事を選任する決議に際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第30条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第28条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した評議員の中から選任された議事録署名人2名及び評議員会会長並びに監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

(評議員会規則)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会規則による。

第4章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(役員等)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5名以上7名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とする。
(選任等)

第31条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において理事の中から選定する。

3 前項で選定された代表理事は、理事長とする。

4 理事会は、その決議によって第2項で選定された業務執行理事の中から、副理事長、専務理事又は常務理事を選定することができる。ただし、副理事長又は専務理事についてはどちらか1名、常務理事の場合は2名以内とする。

5 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。

5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は専務理事が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

6 業務を執行する理事の権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。

7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第33条 監事は、次に掲げる職務をおこなう。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

2 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第36条 役員に対して、その職務執行の対価として、評議員会において別に定める報酬額を、評議員会の決議を経て、報酬として支給する。

2 役員には、その職務を行うために要した費用弁償を適切な範囲で行うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程による。

(取引の制限)

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第38条 この法人は、理事、監事又は評議員が責めを負うべき一般法人法第198条において準用する同第111条第1項で定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、理事会の決議によって、非業務執行理事等（一般法人法第198条において準用する同第115条第1項の非業務執行理事等をいう。）との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上でこの法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(名誉会長及び顧問)

第39条 この法人に、名誉会長及び顧問若干名を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、学識経験者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

4 名誉会長及び顧問は、無報酬とする。ただし、名誉会長及び顧問にはその職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(名誉会長及び顧問の職務)

第40条 名誉会長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

第2節 理事会

(構成)

第41条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第42条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (5) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備
- (6) 第39条第1項の責任の一部免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第43条 通常理事会は、事業年度ごとに、6月、10月及び3月の年3回開催する。

2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって

理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第33条第1項第5号の規定により、監事がから理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第44条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び同項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第2項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意のあるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第45条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第46条 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決権を行使することができない。

(決議の省略)

第47条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

2 理事会の決議を省略したときは、決議があったものとみなされた事項の内容、当該事項を提案した理事の氏名、決議があったものとみなされた日及び議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名を議事録に記載又は記録しなければならない。

(報告の省略)

第48条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第49条 理事会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名、議長の氏名その他一般法人法施行規則第62条において準用する同第15条第3項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した代表理事及び監事が署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

(理事会規則)

第50条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第5章 会員

(会員の種別)

第51条 この法人の主旨に賛同し、後援する個人を正会員又は法人を賛助会員とすることができる。

(会員の権利)

第52条 正会員は、この法人が企画実施する第4条に定める事業に参加する機会を得ることができる。正会員及び賛助会員は事務局に求めることにより当該事業に関する報告書を得ることができる。

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める会員規程による。

第53条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

(1) 法人コンプライアンス委員会

(2) その他理事会が必要と認めた委員会

2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める委員会規程による。

第6章 定款の変更、合併、事業の譲渡、解散及び清算

(定款の変更)

第54条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる決議によって変更することができる。ただし、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第18条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的及び第4条に規定する公益目的事業並びに第18条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

(合併等)

第55条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数の決議により、他の一般法人法上の法人との合併又は事業の全部若しくは一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第56条 この法人は、基本財産の滅失その他の事由によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の処分等)

第57条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議により、この法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体又は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人に寄附するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第58条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運

営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第59条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 事務局

(設置等)

第60条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第61条 事務局には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 評議員、理事、監事の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 評議員会及び理事会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

- 2 前項各号の書類及び帳簿の閲覧については、法令の定めるところによる。

第9章 補則

(法令の準拠)

第62条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

(委 任)

第63条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 附 則

(設立時評議員)

- 1 この法人の設立時評議員は、次のとおりとする。

設立時評議員

那須野修一、園川龍毅、井桁洋貴、相沢康弘、山家敏彦

(設立時役員等)

- 2 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事

吉岡淳、檜村友隆、高倉照彦、芝本隆、百瀬直樹

設立時代表理事

川崎忠行（専務理事を兼務）

設立時監事

瀬上清貴、中谷久明

3 この法人の設立時において当分の間、業務執行理事は置かず代表理事が専務理事を行うことができる。

（最初の事業計画等）

4 この法人の設立当初年度の事業計画及び収支予算は、第12条第1項の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

（最初の事業年度）

5 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成30年3月31日までとする。

（設立者の氏名及び住所）

6 設立者の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 千葉県千葉市緑区あすみが丘七丁目50番地1

設立者 川崎忠行

住 所 神奈川県横浜市港南区下永谷一丁目17番6号

設立者 瀬上清貴

住所 千葉県鴨川市和泉652番地12

設立者 高倉照彦

住 所 兵庫県神戸市北区大原二丁目13番地の18

設立者 檜村友隆

以上、一般財団法人臨床工学国際推進財団の設立のため、設立者川崎忠行、瀬上清貴、高倉照彦及び檜村友隆の定款作成代理人司法書士伊勢井文則は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成29年05月20日

設立者 川崎忠行

設立者 瀬上清貴

設立者 高倉照彦

設立者 檜村友隆

定款作成代理人

東京都台東区台東一丁目26番5号

司法書士 伊勢井文則

(財産目録)

第1 拠出財産

1 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及び価額は、次のとおりである。

- (1) 設立者 川崎忠行
現金 100 万円
- (2) 設立者 瀬上清貴
現金 100 万円
- (3) 設立者 高倉照彦
現金 100 万円
- (4) 設立者 檜村友隆
現金 100 万円

以上